

E メール配信 (Friday, 18 September 2020 6:09 PM)

JCCI 会員各位

本日（9月18日）、午前中に配信した

【日本・シンガポール間におけるビジネストラックについて】にて『尚、日本からシンガポールへの帰国後は14日間、指定施設での待機が求められます。』という文言を記載しておりましたが、発表当初に外務省のウェブサイトに記載のあった『（注）現状では、日本からシンガポールへの帰国後は14日間、指定施設での待機が求められます。』という文言が削除されました。

つきましては、ビジネストラックを利用して、シンガポールから日本を訪問し、シンガポールへ再入国される際、**指定施設での14日間のSHNは不要となります**ので、お知らせいたします。

日本外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について（シンガポール・ビジネストラック））：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003415.html

Safe Travel → Travelers from Japan → Frequently Asked Questions

”16. What health measures will I be subject to upon returning to Singapore after my RGL travel?”
にもSHN不要の旨、記載がございます。

<https://safetravel.ica.gov.sg/japan/rql/faq#faq-residents-singapore>

（下記、本日お送りしたメールにつき、一部修正の上、再度お送りします。）
新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

【日本・シンガポール間におけるビジネストラックについて】

日本・シンガポール間のビジネストラックの概要について、発表がございました。

※情報は随時更新されますので、ご利用の際には、外務省等のウェブサイトから最新の情報を必ず御確認ください

（主なポイント）

・相手国への渡航後14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能

（自宅等と用務先の往復等に限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出る場所への外出は回避）

- ・日本もしくはシンガポールに居住している人が対象（国籍は不問）
- ・渡航先における滞在可能は30日以内

<日本への入国・帰国時の主な流れ> ※詳細は必ず、外務省のウェブサイトをご確認下さい。

①対象者の受入企業・団体が「誓約書（日本人ビジネストラック）」、

「本邦活動計画書」を作成し、両書類の写しを渡航対象者へ送付する。

②渡航対象者は、同書類を在シンガポール日本国大使館に提出し、大使館よりビジネストラックの

利用者であることを証明する「カバーレター」を入手する。

③渡航対象者は、シンガポールからの出国72時間以内にPCR検査を受け、陰性であることを証明する「検査証明」を取得する。（検査には②で入手した「カバーレター」が必要。）

④渡航対象者は、日本への入国・帰国時に「誓約書（日本人ビジネストラック）」（写し）、
「本邦活動計画書」（写し）、「検査証明」（又はその写し）及び機内で配布される「質問
票」を空港の検疫に提出する。

日本外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について（シンガポール・ビジネストラック））：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003415.html

<シンガポールへの入国時に必要な措置>

シンガポール政府が定める手続をとる必要があります。

詳細は下記ご参照下さい。

日本外務省（ビジネストラック（短期出張目的）（日本からシンガポールへの渡航））：

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/travel_jpsg.html

以上

<本件担当>JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg